JAFIC
Japan Financial Intelligence Center

疑わしい取引の届出方法について

～電子政府総合窓口（e-Gov）を利用した電子申請を行うために～

目次

１．e-Govによる電子申請を行うための手順

２．事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法について

３．事業者プログラムを使用した届出書の作成方法

４．電子政府総合窓口(e-Gov) を利用した届出方法

1　e-Govによる電子申請を行うための手順

事業者IDの取得
＋
事業者プログラムのダウンロード

事業者プログラムを使用した届出書の作成

電子政府総合窓口(e-Gov) を利用した届出

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（１／８）



2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（２／８）

警察庁

JAFIC Japan Financial Intelligence Center

警察庁　刑事局　組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課
犯罪収益対策室

English

サイトマップ　アクセシビリティサポート

現在のページ： 警察庁トップページ ＞ 組織犯罪対策 ＞ JAFICトップページ

犯罪収益対策室（JAFIC）は、
我が国における資金情報機関（FIU）の
業務を担っています。

詳しくはこちら



事業者の皆さんへ

あいさつ

事業者の皆さんへをクリック！！

JAFICと国際機関等の連携

犯罪収益移転防止法 同施行令
同施行規則など

犯罪収益移転防止法の解説
パブリックコメント

新着情報

New

令和７年５月９日　「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（３／８）

警察庁

JAFIC Japan Financial Intelligence Center

事業者の皆さんへ

English

サイトマップ　アクセシビリティサポート

現在のページ： 警察庁トップページ ＞ 組織犯罪対策 ＞ JAFICトップページ ＞事業者の皆さんへ

事業者の皆さんへ

届出様式等はこちら



疑わしい取引の届出について

- お問合せ先（クリックで表示）
- 重要なお知らせ！
- 令和６年４月１日
- ・「疑わしい取引の届出における入力要領」を
- 次のとおり改訂し、八訂版としました。
- 新たに特定事業者に加わった

疑わしい取引の届出と届出先行政庁

疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引の届出に

疑わしい取引の届出と届出先行政庁をクリック！！

注意：一部のファイル閲覧にAdobe Readerが必要です。

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（４／８）

疑わしい取引の届出方法

疑わしい取引の届出は、以下のいずれかの方法を選択することができます。
詳細は「疑わしい取引の届出方法」(PDF形式 275 KB)を参照してください。

①　事業者プログラムを利用した届出

- 事業者プログラムを利用して届出データを作成し、インターネット（e-Gov電子申請）経由で届け出る。
- 事業者プログラムを利用して届出データを作成し、電磁的記録媒体（ＣＤ等）で主管行政庁へ届け出る。

※　初めて疑わしい取引の届出を行われる際には、事前の手続きが必要となります。「疑わしい取引の届出方法」の「Ⅱ．電子政府を利用した届出（事業者プログラム利用）」に従い、事前に「事業者ID発行申請書(Excel形式)」による申請を行った後、事業者プログラムを入手・導入することで、届出データの作成ができるようになります。

作成した届出データを、e-Gov電子申請にて届け出ていただくための準備については、e-Gov電子申請ウェブサイトをご参照ください。

②　文書による届出

- 届出様式第１号～３号に必須項目を記入し、提出する。

届出様式　１号～３号(PDF形式 345

問合せ先等

- 個別案件の届出の可否、届出すべき事項の確認は届出先行政庁にお問い合わせ下さい。

ページの真ん中あたりに事業者ＩＤ発行申請書（Excel形式）があるのでクリック！！

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（５／８）

事業者ID発行申請書

特定事業者の名称		
業種	主たる業種	
※　該当する全ての業種を記入		
	許認可番号	
主たる営業所又は事務所	郵便番号	
	所在地	
代表者の氏名		
希望する識別符号	事業者ID	
	※　候補を３つ記入	
	※　半角英数字８文字以上	
	パスワード	（初期パスワードを通知します）
連絡担当者	部署名	

記載項目に沿って基本情報を入力！！

８　パスワード

・記入しないでください。別途通知します。

申請書送付上の注意点

申請は、原則として電子メール（宛先は下記）にて受け付けます。

郵送によるお手続きをご希望の場合はご相談ください。

本件手続に関する問合せ

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収

電話　03-3581-0141（内線 722-525、722-527、

メール　jafic@npa.go.jp

ページ下部に送付先メールアドレスがあるので、こちらに申請書を送付！！

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（６／８）

事業者 ID 登録事項通知書

事業者ID		●●123456
初期パスワード		●●abcdefg
登録内容	業態区分	宝石貴金属
	事業者名	株式会社　●●
	代表者名	頭取　警察　太郎
	部署名	コンプライアンス部
	役職	グループ長
	担当者名	霞ヶ関　次郎
	郵便番号	●●-●●
	所在地	東京都千代田区霞が関●－●－●
	電話番号	●-●-●
	メールアドレス	keisatsu@●jp
連絡欄		

このような形で事業者IDやパスワードが送付されてきます。

2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（７／８）

（●）－（●●●●）

株式会社　●●●　殿		事　務　連　絡 令　和　７　年　●　月　●　日 警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課長

事業者 ID 発行に係る登録事項の通知について

見出しのことについて、別紙「事業者 ID 登録事項通知書」のとおり通知します。また、内容及び手続については、下記のとおりとします。

通知書の他に、このような文書も送付されてきますが、ここに事業者プログラムをダウンロードするためのURLが記載されております。

１　事業者ＩＤ及びパスワード

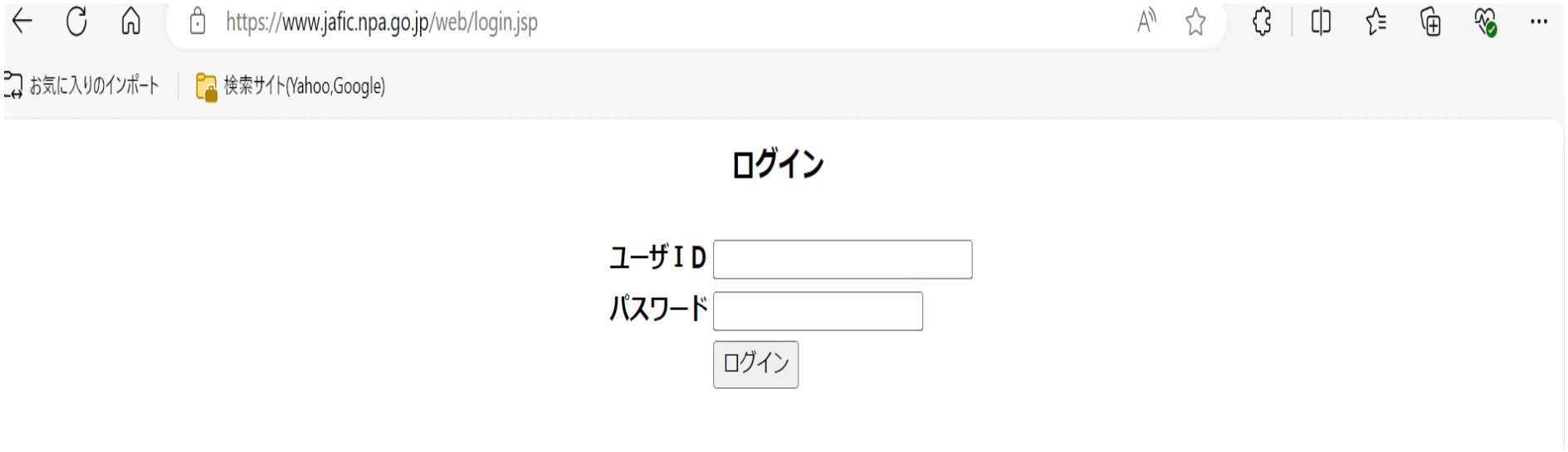
事業者 ID 及びパスワードは、JAFIC ダウンロードページ（https://www.jafic.npa.go.jp/）へログインをするとき及び e-Gov 電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）において届出を行うときに利用します。

通知した初期パスワードは、速やかに変更してください。

なお、パスワード変更の方法は、JAFIC ダウンロードページからダウンロードした事業者プログラムのヘルプをご覧ください。

２　疑わしい取引の電子届出の手順

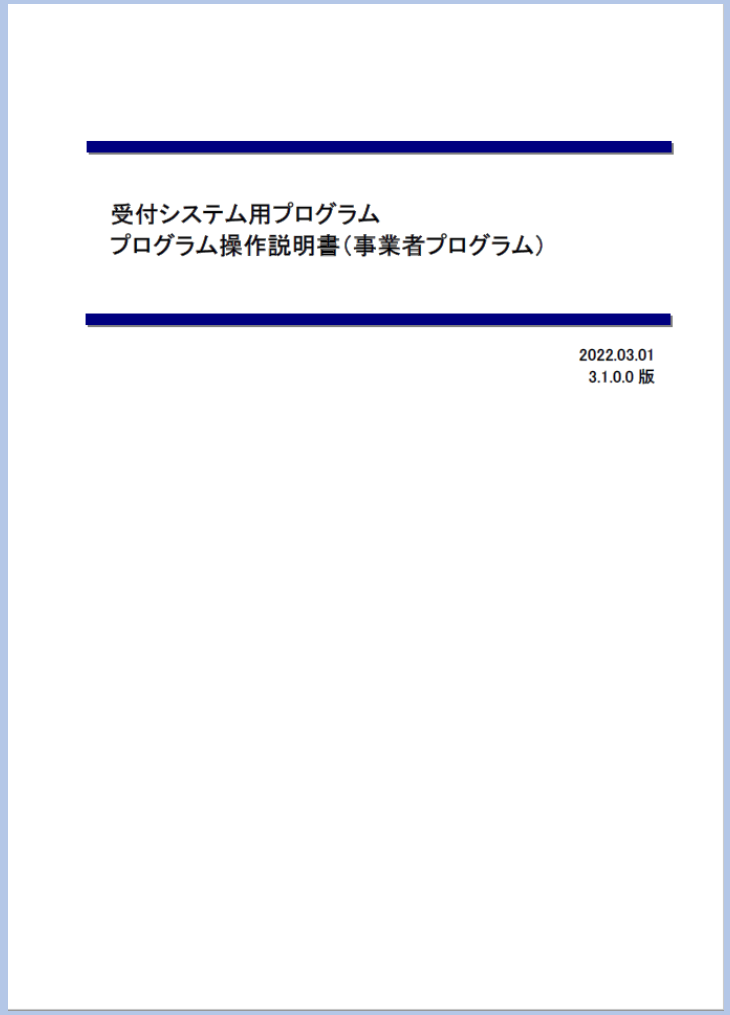
2　事業者IDの取得及び事業者プログラムのダウンロード方法（８／８）



先ほどのURLをブラウザのアドレスバーに入力すると、この画面になりますので、ここに発行された事業者IDと初期パスワードを入力して、事業者プログラムをダウンロードして下さい。

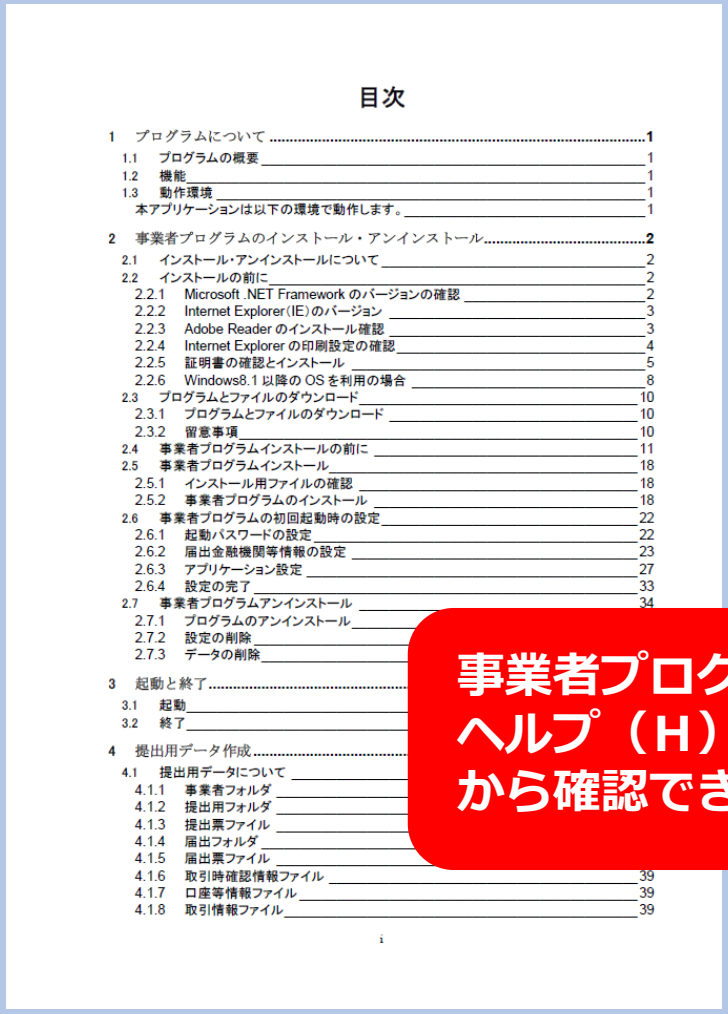
3　事業者プログラムを使用した届出書の作成方法等（１／２）

事業者プログラムの操作方法の詳細は、
「受付システム用プログラム操作説明書（事業者プログラム）」をご確認ください。



受付システム用プログラム
プログラム操作説明書（事業者プログラム）

2022.03.01
3.1.0.0 版



目次

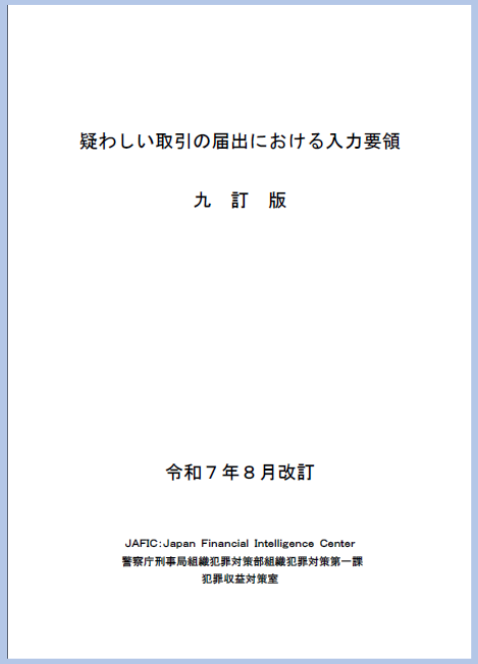
1　プログラムについて 1
1.1　プログラムの概要 1
1.2　機能 1
1.3　動作環境 1
本アプリケーションは以下の環境で動作します。 1
2　事業者プログラムのインストール・アンインストール 2
2.1　インストール･アンインストールについて 2
2.2　インストールの前に 2
2.2.1　Microsoft .NET Framework のバージョンの確認 2
2.2.2　Internet Explorer(IE)のバージョン 3
2.2.3　Adobe Reader のインストール確認 3
2.2.4　Internet Explorer の印刷設定の確認 4
2.2.5　証明書の確認とインストール 5
2.2.6　Windows8.1 以降の OS を利用の場合 8
2.3　プログラムとファイルのダウンロード 10
2.3.1　プログラムとファイルのダウンロード 10
2.3.2　留意事項 10
2.4　事業者プログラムインストールの前に 11
2.5　事業者プログラムインストール 18
2.5.1　インストール用ファイルの確認 18
2.5.2　事業者プログラムのインストール 18
2.6　事業者プログラムの初回起動時の設定 22
2.6.1　起動パスワードの設定 22
2.6.2　届出金融機関等情報の設定 23
2.6.3　アプリケーション設定 27
2.6.4　設定の完了 33
2.7　事業者プログラムアンインストール 34
2.7.1　プログラムのアンインストール
2.7.2　設定の削除
2.7.3　データの削除
3　起動と終了
3.1　起動
3.2　終了
4　提出用データ作成
4.1　提出用データについて
4.1.1　事業者フォルダ
4.1.2　提出用フォルダ
4.1.3　提出票ファイル
4.1.4　届出フォルダ
4.1.5　届出票ファイル
4.1.6　取引時確認情報ファイル 39
4.1.7　口座等情報ファイル 39
4.1.8　取引情報ファイル 39

i

事業者プログラムのヘルプ（H）ボタンから確認できます。

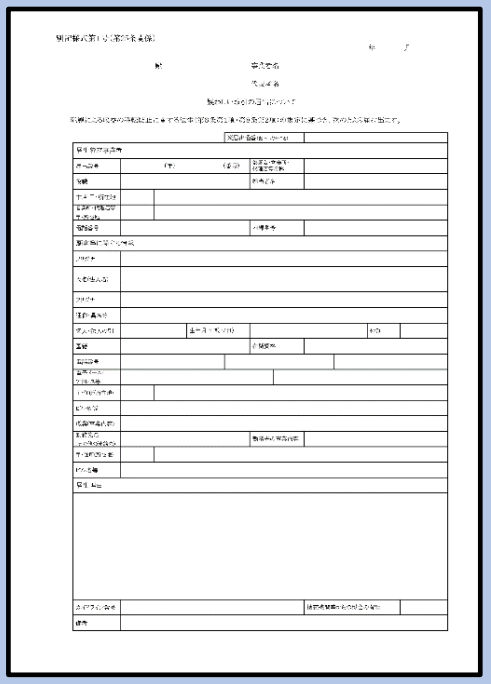
3　事業者プログラムを使用した届出書の作成方法等（２／２）

入力の際は、令和７年８月に改定された
「疑わしい取引の届出における入力要領（九訂版）」をご確認ください。



入力要領

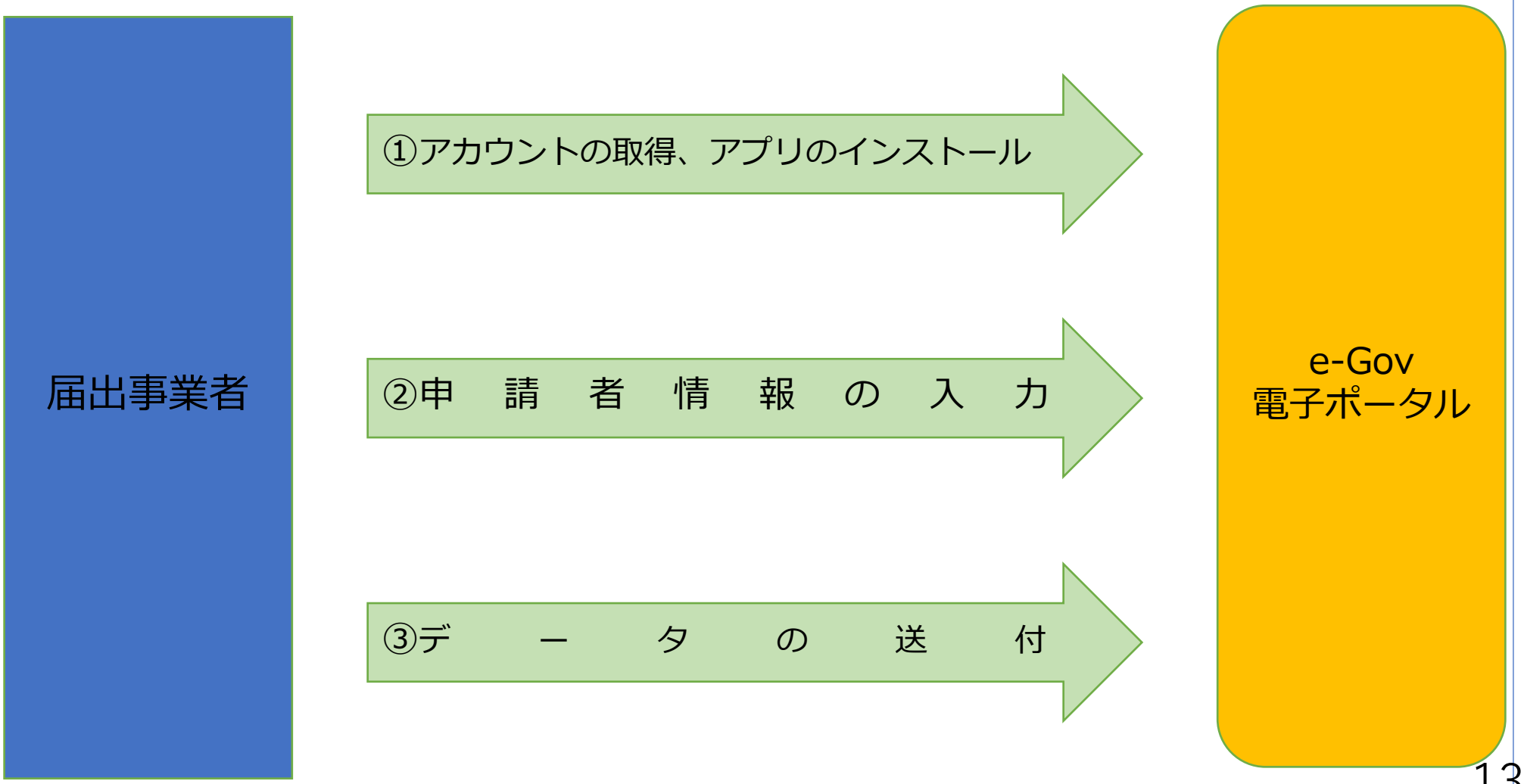




届出様式

※ 警察庁JAFICホームページに掲載
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm

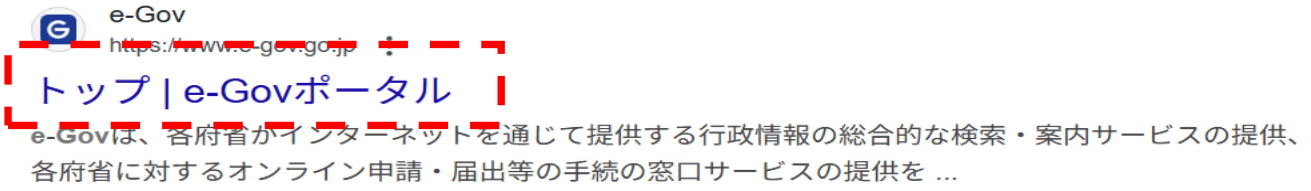
☆e-Govのアカウント取得からデータ送付までの流れ



4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（２／14）



まずは、ネットで**e-Gov**と検索



e-Govのトップページをクリック！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（３／14）



電子申請をクリック！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（４／14）



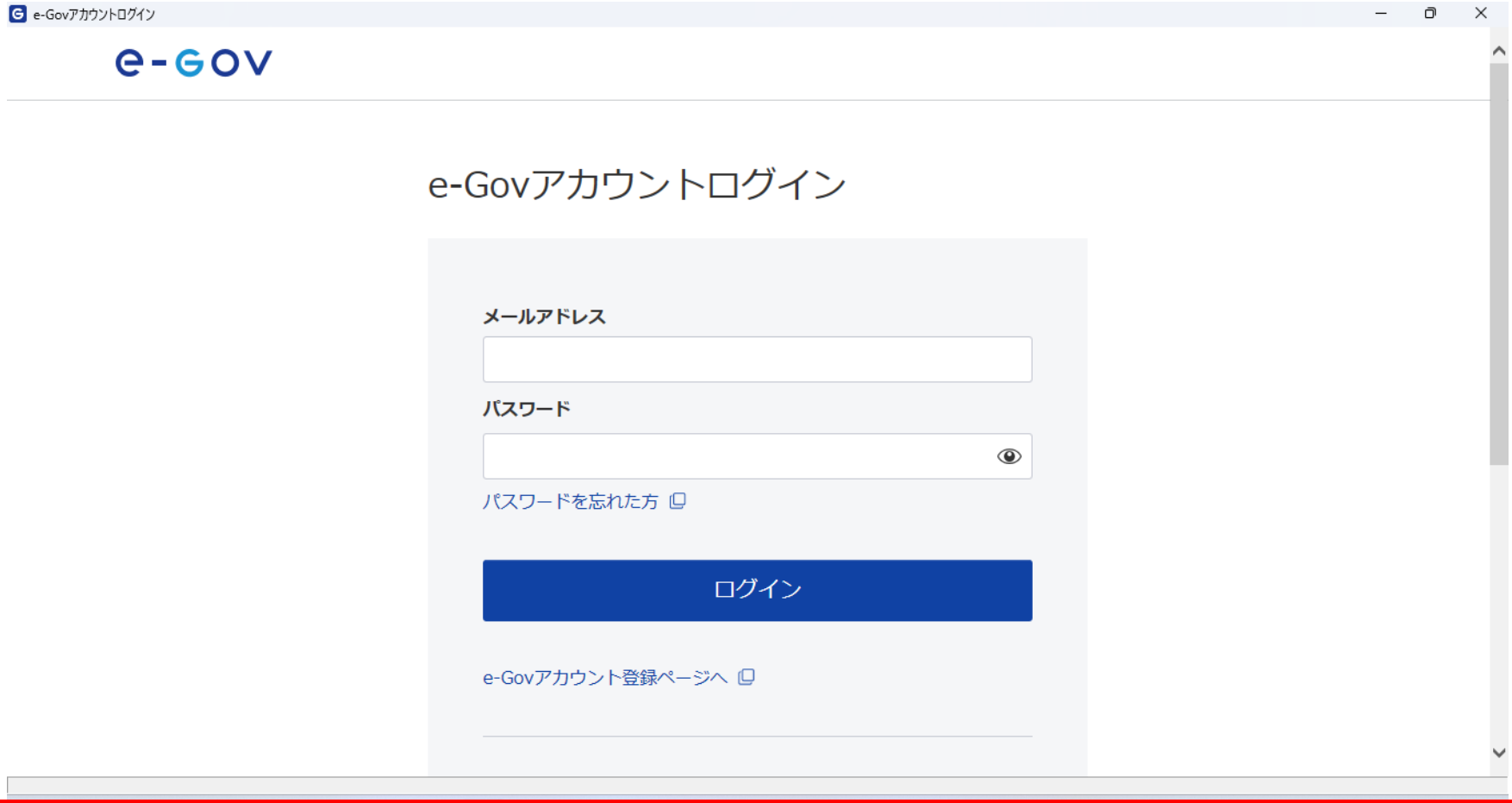
e-Govを初めてお使いの方へをクリック！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（５／14）



アカウントの取得、アプリのインストール方法が記載されているので、該当箇所をクリックし、手順とおりに取得する！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（６／14）



インストールしたアプリを起動したら、アカウント取得時に設定したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインします！！
初回ログイン時には、追加認証の設定が求められますので、こちらも設定をお願い致します。

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（７／14）



ログイン後は追加認証が求められますので、初回ログイン時に設定した追加認証を入力します！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（８／14）



4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（９／14）





4　電子政府総合窓口（e-Gov）を利用した届出方法（10／14）



「疑わしい取引の届出」が出てきますので、「申請書入力へ」をクリック！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（11／14）



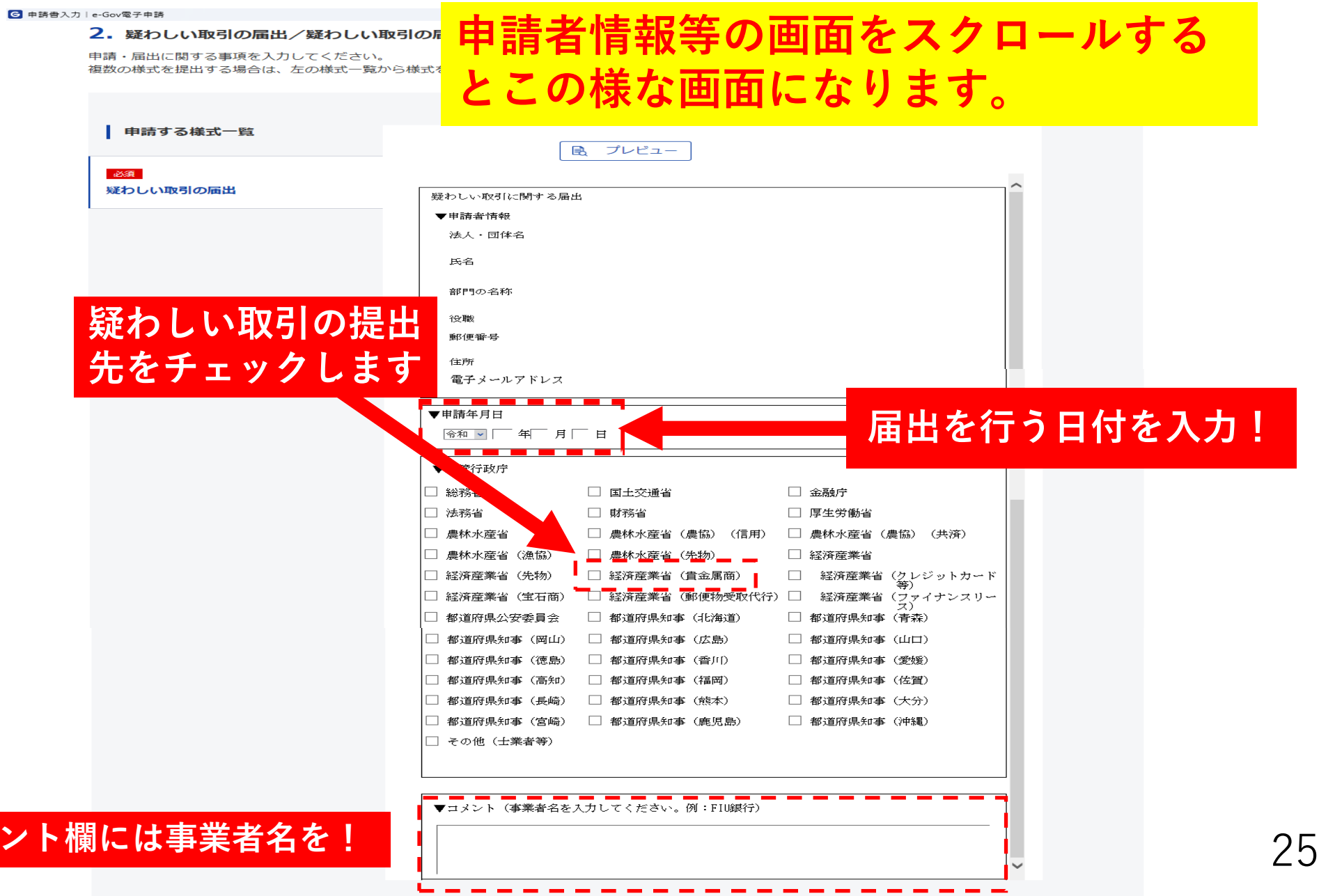
疑わしい取引を申請するにあたり個別認証が求められます。
ここで入力するユーザーIDやパスワードは、JAFICから事業者プログラムを使用するために通知された「事業者ID登録事項通知書」に記載のものを入力して下さい！！

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（12／14）



右の矢印箇所をクリックし、申請者情報、連絡先情報を設定します。（一度設定すれば２回目以降必要なし）

4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（13／14）



4　電子政府総合窓口（e-Gov） を利用した届出方法（14／14）

※前のページをスクロールすると、添付書類（提出する疑わしい取引）の選択画面が出てきます。





事業者プログラムで作成したデータ（暗号化されたもの）を添付したら、「添付」をクリック！。
その後データを送信し、届出については終了となります。

